

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	宮井 (宮井町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

営農組合17名、自作農家2名で水稻と麦を中心に耕作を行っている、今後、周辺集落の認定農業者に耕作地の一部を任せしていく。状況を見ながら、認手農業者に任す農地を増やしていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻と麦を中心に耕作を行っていく。自作農家の高齢化により、周辺集落の認定農業者に耕作を移行していく。また、営農組合においても組合員の高齢化から耕作している農地について25%程度を同認定農業者へ移行をする予定。今後、状況を見ながら移行する面積を増やしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落内での集積集約への必要性について、理解を進めていくとともに周辺集落認定農業者と調整をしながら集約を行っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
権利設定を行う場合は中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
集落営農で引き受けている農地30ha、136筆、平均22.5aを畦畔撤去より約100筆、平均約30aに整備を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣集落の大規模経営者や認定農業者と連携しながら経営体の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				